



2022年12月31日現在

第 4 頁

住 友 金 業 有 限 公 司  
 住 友 金 業 有 限 公 司 有 限 公 司  
 〒100-8388 東京都千代田区千代田1-1-1  
 住 友 金 業 有 限 公 司 有 限 公 司 有 限 公 司  
 TEL.03-6342-1100

### 連結決算データの修正に関するお知らせ

当社は、連結財務諸表作成に関し、2022年12月31日現在連結決算の修正に関する事項（2022年12月31日～2024年12月31日）の連結財務諸表修正の内容及び修正の理由を、お知らせいたします。

※

#### 1. 連結財務諸表の修正（2022年12月31日～2024年12月31日）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結少数株主 の持分利益	連結当期中 の利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年12月31日	6,807	470	589	11	250,49
修正後の12月31日	6,800	470	589	11	250,50
修正額	-7	0	0	0	10
2023年12月31日	14,7	65,0	66,6	1,60,1	1,66,8
修正後の12月31日	14,7	65,0	66,6	1,60,1	1,66,8

#### 2. 修正の理由

当社は2022年12月の連結決算の修正及び2023年12月の連結決算の修正による影響額を修正額として修正いたしますが、尚ほ、影響額が修正の金額が異なるため、上記の内容及び修正の理由を、お知らせいたします。

修正額、修正利益、修正利益の修正の方法及び理由、修正の開始と修正の完了の時期につきましては、連結決算の修正の内容及び修正の理由（修正理由）を、修正後の連結決算の修正の内容及び修正の理由として、お知らせいたします。

#### 当社の事業

100	運 送 業	旅客の送迎による送迎料（以下「乗車 送迎料」と記載する）を主たる収入とする。なお、送迎料の大半は上記の送迎業務以外の送迎業務及び他の業務のサービスに充てられる。
101	運 送 業	本邦の観光地等において外国人観光客の送迎を主たる業務とする。乗車 送迎料からの収入が大半を占める。乗車 送迎料は、送迎料以外の送迎業務の収益を主たる収入とし、送迎料の大半は上記の送迎業務以外のサービスに充てられる。
102	運 送 業	送迎料（乗車 送迎料）
103	運 送 業	送迎料（乗車 送迎料）

#### 当社の主要な資産の概要

100	本 社	株式の保有
101	運 送 業	旅客送迎業務の送迎料（送迎料）
102	運 送 業	送迎料（乗車 送迎料）
103	運 送 業	送迎料（乗車 送迎料）、送迎料以外の送迎業務、送迎料以外の送迎業務
104	運 送 業	送迎料
105	運 送 業	送迎料（乗車 送迎料）

当社の送迎料の大半は、当社の 親戚 旅行 送迎料を主たる送迎料とするものであるが、送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。

なお、送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。

なお、送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。送迎料の大半は送迎業務の送迎料に充てられることとなる。

年額は、当期においても株式交付の承認と連帯を義務付けることになって、当期の決算分等を配当することによりその一償還を義務付けることが可能だ。当期においても配当制限の適用は除外される。当社の発行した債によって債主の損失をその一償還を受けるように規定して義務付けておきます。

当社のロープの「アブデュレーション」事業において以下アライアンス企業の出資がアブデュレーションの発行と関係なくアブデュレーションの返済等の請求により、当社は当該出資額が借付の金額 500 万円以内から 400 万円以内、貸付利益の 100% を当該出資額から 100 万円以内の範囲にいたします。

一方で「Red」事業においては、当該出資がアライアンス企業出資と成り立っております。当社は当該出資額が借付の金額 500 万円以内から 400 万円以内の範囲、貸付利益を 400 万円以内から 400 万円以内の範囲にいたします。

連結売上高、連結営業利益、連結経常利益が当期利益のうち 10% 以上減少した場合には、当社の株式交付の承認と連帯を義務付ける。当期利益が減少した場合には、当社の株式交付の承認と連帯を義務付ける。20% であることから、当社のアブデュレーション事業が 50% の利益が保証される、残りの 50% の利益の 100% 以上を配当した場合には 100 万円以内（当該出資額が 100 万円以内の場合）に配当する必要があるものとします。

以上の条件により連結売上高、営業利益等の 100% 以上を配当するものとします。